

一般社団法人 日本ろうあ者卓球協会 強化委員会規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本ろうあ者卓球協会（以下当協会という）定款第36条に基づく部会及び委員会規程の第1条に係る強化委員会について定める。

(目的)

第2条 強化委員会は、ろうあ者の卓球全体のレベルアップを目標とした強化活動を行う。

(基本活動)

第3条 強化委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 日本パラリンピック委員会及び全日本聾啞連盟スポーツ委員会、公益財団法人日本卓球協会の活動方針に連動した強化方針立案
- 2) 強化策の決定、実施
- 3) 強化策と活動の点検と評価
- 4) 新人発掘と育成事業の推進
- 5) 指導者育成事業の推進
- 6) マスコミ及びスポンサーへの対応
- 7) 国際情報収集

(組織)

第4条 強化委員会は下記の1)～4)から選出された委員によって構成される。

- 1) 理事会
- 2) 強化本部
- 3) 医科学委員会
- 4) 事務局

(会議)

第5条 強化委員会は、必要に応じて当協会会長が招集し、議長になる

- 2 当協会会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の委員が議長になる。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事の省略)

第6条 委員が強化委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の強化委員会の決議があったものとみなす。

(活動費)

第7条 委員が本規程に定められた活動を行う場合には、当協会報酬規程及び旅費規定に従った金額が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附則 この規程は平成26年3月27日制定、平成26年4月1日より施行する。